

# 宗谷

宗谷教職員組合

「宗谷情報」No. 12(緊急号外)

平成27年10月18日発行 発行責任者:高 一伸

〒097-0004 稚内市緑2丁目4-21 宗谷教育会館

Tel 0162-22-2480 FAX 0162-22-2484

web: http://www.soya-teachers.org Mail: info@soya-teachers.org

メール  
応募→



## 緊急・全教職員配布

# 道教委「教職員の政治的活動」に関する調査について

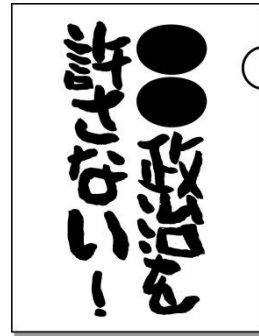
すでに新聞等でも報じられているように、道教委は全道の小中学校・道立学校を対象として「特定の内閣を反対する主旨のクリアファイル」が配られていないかどうか調査をはじめました。

私たち宗谷教職員組合は、こうした事態を重く受け止めています。個々の教職員の思想・信条の問題に関わる問題だということはもとより、私たちが進めている「憲法と平和を守る取り組み」をはじめとする日本国憲法で保障されている様々な民主的な活動の勢いが衰えてしまうことを危惧しています。

いま、私たちの身の回りで起こっていることを正しくおさえあうことを呼びかけます。

### 道教委の調査とは…

道高教組が 戦争法案反対の取組み」の中で情宣グッズとしてクリアファイルを作成しました



クリアファイルのイメージ

### この調査の問題点…

道教委は、人事院規則の「特定の内閣を支持し又はこれに反対すること」という文言を根拠に、配布されたクリアファイルを机上に置く行為は、直ちに同人事院規則に違反するとは言えないが、児童生徒や保護者の目に触れ、誤解されるおそれがあることを理由に挙げて、事態の把握のために調査をするとしています。

一方で私たちには憲法で保障された思想・信条の自由や表現の自由があります。ひとりの大人としての行動と教職員としての言動」は意識して区別と関連を図

### 道教委が今回の調査で指摘する内容

「〇〇政治を許さない」、「〇〇政治打倒」、「〇〇政治反対」などの文言が印刷された文房具などを校内で配布する行為について次のように指摘しています。

こうした「文言」が…人事院規則 1.4-7 (政治的行為)の第5項第4号「特定の内閣を支持し又はこれに反対すること」に当たると考えられること。

こうした「文言が印刷されたものを配布する行為」は、人事院規則の第6項第13号の規定に該当し禁止される政治的行為に当たるおそれがあること。

※こうした文言が印刷されたクリアファイルを個人的に所有・使用することは、「『政治的行為』に当たるとは言えないが、児童生徒や保護者等の目に触れ誤解を招くおそれがある。」としています。

### 今回の調査の内容は2点 事実がなければ作成不要!

- 1 該当のクリアファイルを、校内で職員が配布しているところを見たことがあるか。
- 2 該当のクリアファイルについて、校内で「置かれている」、「放置されている」、「職員が使用している」のを見たことがあるか。

この2つの項目について「見たことがある」場合は、調査票を提出。調査票の作成は任意であり、「見たことがない場合」は、作成不要。

的に考えている、この区別と関連「さえも萎縮させる調査には問題があります。

この調査は「見たり聞いたりした場合」は調査に「応じる」ということ

### 民主的な運動との関連

今回の調査を受けて各職場で先生方の中に「なんか政治の話ってしちやダメなんじゃない?」「厄介なことになるから考えないようしよう」というムードが広がる

ことが懸念されます。 私たちは教育公務員として配慮しなければならぬのは、ひとりの社会人として、いまの日本をど

う内容のため、小中学校では「習無だった」という結果が出ることでしよう。各学校では校長先生からこうした事態の説明が丁寧に行われることが予想されます。

うとらえるか」ということと、子どもたちの前に立つ「先生」としての言動」についての区別です。そのうえで、貧困と格差、競争がもたらされる現代社会の中で子どもたちに寄り添うためには、教職員として社会情勢を学ぶことを意識しながら教育実践を紡ぐ視点を大切にしなければなりません。

私たちは、憲法と平和を守る取り組み」として、安全保障関連法の国会審議に合わせて学習や行動をしてきました。安保法案に代表される社会を二分する問題は、賛否が分かれる中で、人々の中に軋轢や分断が生じます。こうした状況の中で、無用な混乱が生まれないよう配慮を大切にしながら、子どもたちの未来を守り、憲法9条のもとでの平和な社会を守る取り組みを進めていく必要があります。